

障害者サービス特集号

障害のある人がよりよい日常生活を送れるよう、各相談窓口と福祉サービスの主な内容をご紹介します。この他のサービスや詳しい内容については、お問い合わせください。

平成30年
(2018年) **6.21**

☎3578-2111(代)

FAX 3578-2678(障害者福祉課)

<http://www.city.minato.tokyo.jp>



誰もが住み慣れた地域で 心豊かに自分らしく 暮らせるように

Café Deux

(新橋3-16-3 生涯学習センター1階)

Café Deux(カフェ・ドゥー)は、小学校の跡地を活用した桜田公園の中で皆さんを迎えています。カレーライスや飲み物等、豊富なメニューが揃っている喫茶です。来店した人もサービス利用者も、楽しい時間を過ごしています。



渡邊 真観さん (就労継続支援A型・サービス利用者)

自宅でパンを焼いたり卵焼きを作ったりしていましたが、今はここでスープやカフェオレを作っています。知り合いの人も来てくれます。仲間と一緒に、真面目に笑顔で仕事をしています。

庄司 健一 カフェ・ドゥー&トロア代表

((特)みなと障がい者福祉事業団事務局長)



多くの会社員や近所の人に訪れていただいています。地域に根差した施設でありたいと考えているため、ありがたいことです。また、区民まつり等の地域のイベントにも多く参加しています。サービス利用者も楽しそうに一生懸命働いていて、私たちもサービス利用者から学ぶことが多くあります。

TROIS(トロア)は、都営地下鉄大門駅構内で営業しており、平成30年で開設から10周年を迎えました。現在は6人の補助スタッフとサービス利用者で、平日の毎朝7時から焼きたてのパン等を提供しています。常連客もいる、地域に根差した店舗です。

TROIS

(浜松町2-3-4地下鉄大門駅地下1階
ラッチ外コンコース)

鈴木 隆文さん (就労継続支援A型・サービス利用者)



このお店でおいしいと思うのは、バタークロワッサンです。パンが割れてしまわないようにうまく焼くのは難しいし、トッピングの塩の加減を気にしたりしなければいけません、氷の買い出しも含めて楽しい仕事です。

藤本 薫 店長

(支援員、(特)みなと障がい者福祉事業団)



パン生地や運搬等の重労働もありますが、働きがいがあると思います。長く働いてくれることも、「卒業」して他の仕事に就いてくれるのもうれしいことです。今までトロアで働いたことがない人にも、ぜひ挑戦していただきたいです。

区には、障害を持った人の就労や社会参加を積極的に支援する施設があります。ここでは3つの施設を紹介します。

障害者を支援するサークルとして始まり、平成30年で40周年を迎えます。紙すきによるはがきやビーズ製品の作成、会報の送付等、就労者がそれぞれの力を発揮して作業に励んでいます。はがきやメモ帳は1つ1つ違った色合いで、贈り物にも最適です。最近ではパソコンを使った活動に力を入れています。



はがき(上)、メモ帳(下)

(特) 風の子会

三木 直人さん(就労者)

ここに通って、もう23年になります。風の子会の良いところは、ボランティアも良い人たちばかりで、「上から目線」がないことです。お互いに肩ひじ張らない雰囲気の良いですね。パソコンを使うことで、世界も広がります。



岡本 裕介 所長

私たちは就労者を「メンバー」と呼んでいます。あだ名で呼び合ったりする仲間、という意味が込められています。「ひとりぼっちの障害者をなくそう」という昔からのモットーの下、皆が楽しめる施設であり続けられるよう活動していきたいです。



もくじ

事業の紹介、障害基礎年金等…………… 2面
手帳の交付、障害者総合支援法、各サービスの仕組み…………… 3面
福祉手当等、税の減免、声の図書…………… 4面
介護・派遣、交通費負担の軽減…………… 5面

日常生活の援助・各種給付等…………… 6面
医療費助成、手話通訳、主な相談窓口…………… 7面
障害者差別解消法、障害者に関連するマーク…………… 8面

問い合わせ

(特)みなと障がい者福祉事業団

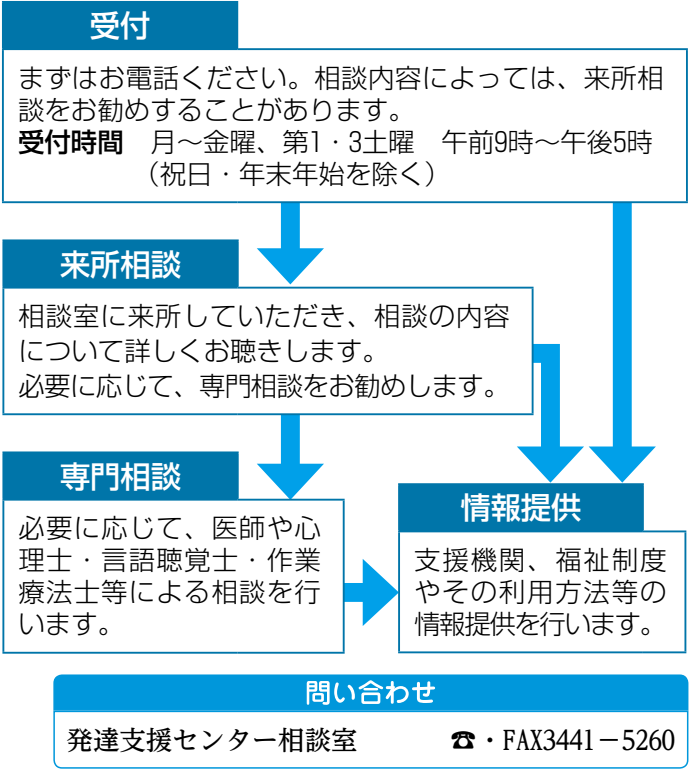
☎5439-8062

(特)風の子会

☎6809-4001

発達支援センター相談室利用の流れ 予約制

専門スタッフが面談にて相談を受け付けます。まずは電話で、発達支援センター相談室までご連絡ください。



精神障害者地域活動支援センター「あいはーと・みなと」をご利用ください

「仲間がほしい」「のんびり過ごせる場所がほしい」「相談したい」

主に精神に障害がある人やその家族が、地域で安心して暮らせるように支援し、社会復帰およびその自立と社会参加の促進を図ります。

精神障害者地域活動支援センター「あいはーと・みなと」は、精神に障害がある人やその家族に対し、さまざまな相談や日常生活の支援を

行っています。

ところ 高輪1-4-8

開館時間 月～金曜 午前9時～午後8時
土・日曜 午前9時～午後5時

休館日 12月29日～1月3日

事業内容

オープンスペース 同じ障害を持つ人と交流ができる場、ゆっくり過ごせるスペースを提供し

問い合わせ

障害者福祉課精神障害者担当

☎3578-2457 FAX3578-2678

平成30年度「障害児・者を支援している人への研修」

サービス提供事業者やホームヘルプサービス従事者、地域で障害者(児)を支援している人等を対象に、障害者福祉の知識や理解を深める研修を開催します。今後予定している研修は表のとおりです。

時間 午後6時30分～8時30分

会場 港区役所9階会議室

受講料 無料

表 開催日・演題・講師

回	開催日	演題・講師
1	6月19日(火) (終了しました)	【障害者虐待防止センター 合同講演会】 「怒りと上手に付き合うために～怒りで後悔しないためのアンガーマネジメントのすすめ～」 小林未果さん ((有)美善Well-Being 代表取締役 臨床心理士/医学博士)
2	7月6日(金)	「難病ALSクリエイターの挑戦」 武藤将胤さん ((社)WITH ALS 代表 コミュニケーションクリエイター/EYE VDJ)
3	8月10日(金)	「困難を乗り越えて～パラアスリートの軌跡～」 高田干明さん (視覚障害者、世界パラ陸上競技選手権ロンドン2017女子走り幅跳び銀メダル、リオ2016パラリンピック競技大会日本代表、ほけんの窓口グループ)
4	9月7日(金)	「大災害でも障害者への支援を続けるために」 高橋洋さん ((社)福祉防災コミュニティ協会 副理事長)
5	10月5日(金)	「精神障害者の社会参加～当院での実践～」 五十嵐良雄さん (メディカルケア虎の門 院長)
6	11月2日(金)	「『事例』からさぐる知的障害の方の支援のヒント」 江國泰介さん ((特)ゆるら 相談支援事業所地域相談室ぼらりす 相談支援専門員) 神田市郎さん (障害保健福祉センター 工房アミ 施設長)
7	12月18日(火)	「いのちについて考える」 小林茂さん (映画監督)
8	平成31年 1月18日(金)	「障害者の権利を守るために～成年後見制度の活用～」 福田健太郎さん (青木福田法律事務所 弁護士)

申し込み 電話またはファックスで、障害者福祉課障害者支援係へ。

申し込み・問い合わせ

障害者福祉課障害者支援係

☎3578-2674 FAX3578-2678

障害基礎年金

初診日が厚生年金・共済組合加入中の場合は、基礎年金に加えて(2級未満の場合も)障害厚生年金等が支給されます。

受給要件(1～3の条件の全てに該当する人)	年金額	支給月	相談窓口
1 障害の原因となった病気やけがの初診日(※1)が次のいずれかの間にあること ●国民年金加入期間、厚生年金または共済組合加入期間 ●20歳前または国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間	1級 97万4125円 2級 77万9300円 障害基礎年金の受給権者が受給権を得たときや、受給権を得たあと、その人によって生計を維持されている18歳までの子(障害等級1～2級の障害がある場合は20歳未満)がいるときは、次の額が加算されます。	分偶 が数 支月 給に さ 前 れ の ま 2 す 力 。月	初診日が (1)国民年金加入中、20歳到達日前の未加入時、国民年金をやめた60歳以降65歳到達の前日まで、初診日が昭和36年3月以前の人 国保年金課国民年金係 ☎内線2662～6 (2)厚生年金加入中、国民年金の第3号被保険者の人 港年金事務所 ☎5401-3211 (共済組合等)に加入していた人は共済組合)
2 障害の状態が、障害認定日(※2)または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること (障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは障害基礎年金を受け取ることができる場合があります)	1人目、2人目 各22万4300円 3人目以降の子 各7万4800円		
3 保険料の納付要件(※3)を満たしていること 20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は納付要件は不要です。			

※1 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

※2 障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

※3 初診日の属する月の前々月までに、年金加入期間全体の3分の2以上の納付または免除等の期間があること。または平成38年3月31日までは初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納がないこと

特別障害給付金

対象	支給額	支給月	相談窓口
次のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障害に該当する人 (1)平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 (2)昭和61年3月以前の厚生年金、共済年金等加入者の配偶者で国民年金に任意加入していなかった人	1級 5万1650円(月額) 2級 4万1320円(月額)	偶数月に前の2カ月分が支給されます。	国保年金課国民年金係 ☎内線2662～6

障害者歯科診療所(港区口腔保健センター)のご案内

障害のため地域の歯科医院での対応が困難な人が、安心して受診することができる歯科診療所です。

対象	区内在住の障害者(児)
診療日	(1)第2土曜 午前9時30分～午後0時30分 (2)第4土曜 午後1時30分～4時30分
ところ	三田1-4-10 みなと保健所2階
診療内容	歯科健康診査・歯科予防処置等
予約方法	電話で、平日午前9時～午後5時に、健康推進課地域保健係へ(完全予約制)。 ☎6400-0084

高次脳機能障害相談会

脳卒中等の病気や事故等で受けた脳の損傷のため、思考・記憶・行為・言語・注意等の脳機能に障害を受けた人やその家族のさまざまな問題に、高次脳機能障害者の家族会や福祉の専門支援者が相談に応じます(予約制)。

対象	高次脳機能障害の人、家族および支援者
とき	毎月第3木曜 午後1時30分～4時30分
ところ	障害保健福祉センター6階相談室
申し込み	電話で、障害者福祉課精神障害者担当へ。 ☎3578-2457

元号に関する表記上の注意点

本広報みなと発行時点では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」を使用しています。

新元号が定められた際は、読み替えをお願いします。

手帳の交付

障害のある人が、各種のサービスを受けるために必要な手帳は、次の3種類です。

手帳の種類	内容	対象	受け付け・問い合わせ
身体障害者手帳 (1～6級)	身体障害者(児)が、さまざまな支援を受けるために必要な手帳として、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付されます。	身体に視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能に障害がある人 【申請書類】 ●指定医(※1)による所定の診断書・意見書 ●写真(縦4センチメートル×横3センチメートル、無帽、上半身) ●印鑑 ●マイナンバーカードまたは通知カード	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
愛の手帳 (1～4度)	知的障害者(児)が、さまざまな支援を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けた制度で、本人または保護者の申請に基づいて交付されます。なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。	知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じている人 ※東京都児童相談センターまたは東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。 【手続き】 ●愛の手帳の判定は、電話で、問い合わせ先に予約の申し込みをしてください。 ●判定時の持ち物は、電話予約時に確認してください。	●18歳未満の人の判定予約について 東京都児童相談センター ☎5937-2317 ●18歳以上の人の判定予約について 東京都心身障害者福祉センター ☎3235-2961 ●手帳の再交付等について 各総合支所区民課保健福祉係☎7面参照
精神障害者 保健福祉手帳 (1～3級)	精神障害者が、さまざまな支援を受け、社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されます。	精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人 ※入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。 ※有効期間は、原則として2年間です。 【申請書類】 ●所定の診断書または障害年金証書等の写しおよび同意書(診断書は各総合支所区民課保健福祉係の窓口で配布しています) ●写真(縦4センチメートル×横3センチメートル、無帽、上半身) ●印鑑	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照

※1 身体障害者手帳の指定医については、各総合支所区民課保健福祉係または障害者福祉課障害者事業運営係へお問い合わせください(☎7面参照)。

障害者総合支援法各サービスの仕組み

問い合わせ
障害者福祉課障害者支援係 ☎3578-2462

障害者総合支援法の対象は、
身体障害・知的障害・
精神障害・難病患者等の人です

障害福祉サービスの利用に当たり、「サービス等利用計画」の作成(ケアマネジメント)が必要です。

障害福祉サービスを利用する場合は、指定特定相談支援事業者の中から事業者を選択し、サービス等利用計画案を作成してもらい、計画案を各総合支所区民課保健福祉係に提出してください。内容を確認後、支給を決定します。サービスに関する申請は、各総合支所で受け付けます。

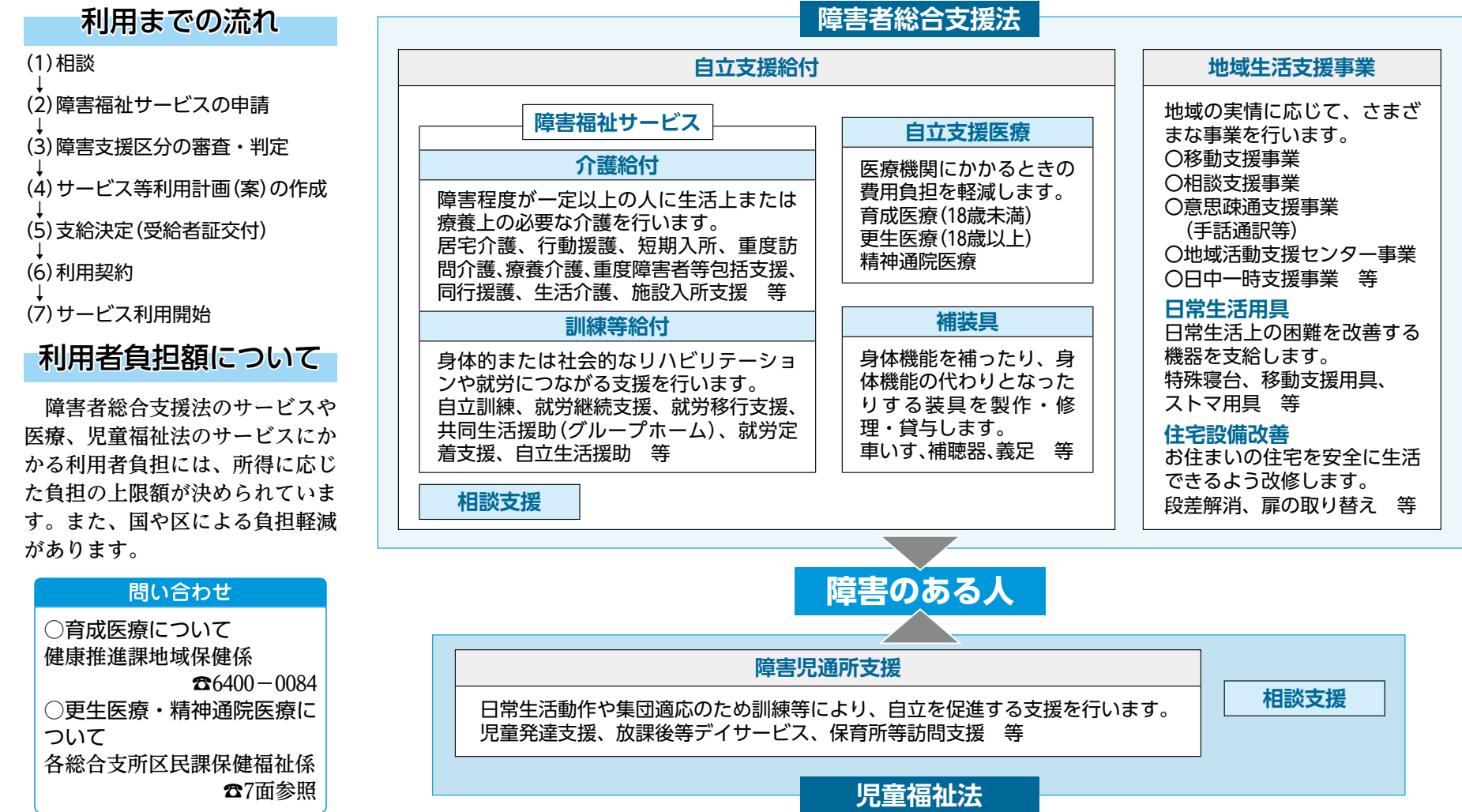
計画相談支援事業

指定特定相談支援事業者

	事業所名	電話番号		事業所名	電話番号
1	すばる介護センター	☎5789-2786	8	ケアコーディネーション	☎6453-9336
2	西麻布作業所	☎3408-1545	9	麻布メンタルヘルス	☎5424-1004
3	みなと障がい者福祉事業団	☎5439-8062	10	コスモスケアステーション	☎5405-1910
4	訪問介護事業所エブリィ	☎6435-2323	11	ケアネスト	☎3433-0270
5	障害保健福祉センター	☎5439-8053	12	ワークスF	☎6434-7346
6	精神障害者地域活動支援センター	☎5798-4660	13	ハッピーテラスケアサポート芝浦	☎6435-4738
7	新橋はつらつ太陽	☎3433-0181	14	GIFTライフプランナー	☎050-3563-0603

障害福祉サービスを利用するには

福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、心身の状況、介護する人の居宅の状況、本人の意向等を調査した上で支給決定を行います。



福祉手当等

手当名	対象		手当額	支給月	受給できない人・場合	申し込み・問い合わせ
心身障害者福祉手当 (区の制度)	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1～3度の人 ●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ●難病医療費助成を受けている人		月1万5500円	4月(12～3月分)、 8月(4～7月分)、 12月(8～11月分) 各月の20日に、本人の口座に振り込みます。	●障害者となった年齢が65歳以上の場合 ●児童育成手当(障害手当)を受給している場合 ●障害者施設等に入所している場合 ●所得が制限額を超えている場合	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
	●身体障害者手帳3級の人 ●愛の手帳4度の人		月7750円			
障害児福祉手当 (国の制度)	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする人 (原則、所定の診断書に基づいて判定します)		月1万4650円	2月(11～1月分)、 5月(2～4月分)、 8月(5～7月分)、 11月(8～10月分) 各月の5日に、本人の口座に振り込みます。	●障害者施設等に入所している場合 ●障害を事由とする公的年金を受給している場合 ●聴覚障害の人で補聴器の使用効果がある人、運転免許の適性試験に合格している人 ●扶養義務者等の所得が制限額を超えている場合は支給が停止されます。	
特別障害者手当 (国の制度)	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする人 ※原則、所定の診断書に基づいて判定します。		月2万6940円		●障害者施設等に入所している場合 ●病院・診療所に3カ月を超えて入院している場合 ●所得が制限額を超えている場合は支給が停止されます。	
重度心身障害者手当 (都の制度)	●重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある人 ●重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人 ●重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害がある人 ※障害の程度の判定は、東京都心身障害者福祉センターが行います。		月6万円	毎月20日までに、指定の口座に振り込みます。	●障害者施設等に入所している場合 ●病院・診療所に3カ月を超えて入院している場合 ●65歳以上で新規申請の場合 ●所得が制限額を超えている場合	
児童育成手当 (障害手当) (児童に障害があるとき)	障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1～3度程度の人 ●脳性まひまたは進行性筋萎縮症の人		月1万5500円	2月(10～1月分)、 6月(2～5月分)、 10月(6～9月分) に受給者の口座に振り込みます。	●申請者の所得が制限額を超えている場合 ●当該児童が施設に入所している場合(※) ●当該児童が心身障害者福祉手当を受給している場合	
児童育成手当 (育成手当) (父または母に障害があるとき)	障害の程度が、次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)の人		月1万3500円		●申請者の所得が制限額を超えている場合 ●当該児童が施設に入所している場合(※)	
特別児童扶養手当 (児童に障害があるとき)	障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人	●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1・2度程度の人 ●上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害の人	月5万1700円	4月(12～3月分)、 8月(4～7月分)、 11月(8～11月分) に受給者の口座に振り込みます。	●請求者または扶養義務者の所得が制限額を超えている場合 ●当該児童が当該障害を支給事由とする公的年金を受けている場合 ●当該児童が施設に入所している場合(※) ●請求者または児童が日本国内に住所を有しない場合	
		●身体障害者手帳3級程度(4級の下肢の一部)の人 ●愛の手帳3度程度の人 ●上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害の人	月3万4430円			
児童扶養手当 (父または母に障害があるとき)	父または母が、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、または重度の精神障害の状態にあり、児童(18歳に達する日)以降の最初の3月31日まで。ただし身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度程度の児童は、20歳未満)を扶養している父もしくは母または養育している人		所得により変わります。 月1万30～4万2500円	4月(12～3月分)、 8月(4～7月分)、 12月(8～11月分) に受給者の口座に振り込みます。	●請求者または扶養義務者の所得が制限額を超えている場合 ●当該児童が施設に入所している場合(※) ●請求者または児童が日本国内に住所を有しない場合	

※施設入所でも対象となる場合があります。

税の減免

事業	内容	対象	申し込み・問い合わせ
障害者控除・特別障害者控除対象者の認定	65歳以上で原則として要介護1以上の人が、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にあると認められる場合は、障害者手帳の交付を受けていなくても、障害者控除対象者認定書の交付により所得税や住民税の(特別)障害者控除の対象となる場合があります。	65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上で、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にあると認められる人	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照

「声の図書サービス」をご存じですか

「本が好き、本が読みたい、でも障害や高齢等の理由により、文字が読めない」「図書館へ行くことが大変」「本をめくることができない、支えることができない」といったことでお困りの人にも、読書を楽しんでいただけるよう、港区立図書館では各種サービスを行っています。

ご利用の際には、申請、面接、登録が必要になります。お気軽にご相談ください。

みなと図書館でのサービス

- 録音資料の貸し出し
- 宅配サービス
- 手話、筆談用タブレットの設置

各港区立図書館でのサービス

- 対面朗読サービス
- 拡大読書器等の設置
- 筆談器の設置

問い合わせ

図書文化財課利用者支援係

☎3437-6621

介護・派遣



事業	内容	対象	自己負担額	申し込み・問い合わせ
重度脳性まひ者 介護事業	重度脳性まひがある人に、対象者本人の家族を 介護人とし、その介護に対して助成します(月12 回以内)	20歳以上の重度脳性まひで身体障害者手帳1級 の人	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
重度身体障害者(児) 居宅生活支援事業	たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な人 が、障害者総合支援法に基づく居宅介護等、地域 生活支援事業の移動支援を利用する場合に、看 護師によるサービスが受けられます。	たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登 録事業者による訪問看護を利用する身体障害者 手帳1・2級の居宅介護等を利用する人(介護保険 の要介護認定を受けている人は除く)	無料 (ただし、障害者総合支援 法等のサービス利用に係 る自己負担はあります)	
重症心身障害児(者) 在宅レスパイト	医療的ケアを必要とし、家族が在宅で介護を行 っている重症心身障害児(者)に、一定時間、訪 問看護師を自宅に派遣し、家族の介護にかかる 負担の軽減を図ります。	たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な愛の 手帳1・2度程度、身体障害者手帳1・2級(肢体 不自由)で家族による在宅介護を受けて生活して いる人(ただし、介護保険の要介護認定を受けて いる人は除く。詳しくは、お問い合わせください)	利用時間と世帯の所得 に応じ自己負担がありま す。生活保護、住民税非 課税世帯は無料。衛生用 品等実費相当分は負担し ていただきます(詳しくは お問い合わせください)。	
入浴サービス	【巡回入浴サービス】 巡回入浴車で自宅を訪問して入浴介助を行いま す。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ※原則として、介護保険の対象となる人は除きま す。	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照 新橋はつつ太陽 (機械入浴、介助入浴) ☎3433-0180 障害保健福祉センター ☎5439-2511
	【機械入浴サービス】 障害保健福祉センターおよび新橋はつつ太陽 の機械浴室で入浴介助を行います。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ※原則として、介護保険の対象となる人は除きま す。	無料	
	【介助入浴サービス】 障害保健福祉センターおよび新橋はつつ太陽 の家族浴室で入浴介助を行います。			
	【家族浴室貸し出しサービス】 障害保健福祉センターの家族浴室を貸し出し、 家族等の介助により入浴することができます。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1・2級の人		
緊急一時保護・ ショートステイ (レスパイト保護)	【緊急一時保護】 常時介護が必要な障害者(児)の介護者が病気、 冠婚葬祭、その他一時的な理由で介護ができな い場合、障害者(児)を障害保健福祉センターで 一時的に保護します(月6泊7日以内)。 【ショートステイ(レスパイト保護)】 介護者が休養をとる際に、障害者(児)が障害保 健福祉センターでショートステイを利用できま す(月6泊7日以内、年24日まで)。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1～4度の人 ●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ●18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けてい る人で、けが等による一時的に介護を必要とす るひとり暮らしの人(緊急一時保護に限る) ※原則として、介護保険の対象となる人は除きま す。 ※医療的ケアが必要な人は除きます。	食事代 1食当たり 600円	障害保健福祉センター緊 急一時保護・ショール ステイ(レスパイト保護) ☎5439-2517
後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)	75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人 を対象とする医療制度です。 ※一定の障害がある65歳以上の方は、現在加入 中の健康保険が後期高齢者医療制度のどちら かを選べます。	●75歳以上の人 ●65歳以上75歳未満の人で、身体障害者手帳1～3 級の人および4級のうち音声言語機能障害・下 肢障害(一部除外あり)、愛の手帳1・2度、精神障 害者保健福祉手帳1・2級、障害年金1・2級の人	1割 または 3割(現役並み所得者)	各総合支所区民課 窓口サービス係 (芝地区は相談担当) ☎7面参照 国保年金課高齢者医療係 ☎内線2654～2659

交通費負担の軽減



事業	内容	対象	支給額等	申し込み・問い合わせ
タクシー利用券の給付	生活圏の拡大および経済的負担の軽減のために、タクシー利用券を給付します。 ※ガソリン代の助成との併給はできません。	●身体障害者手帳下肢・体幹・視覚障害1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害3級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人	年4万4000円 ●7～9月新規申請 3万3000円 ●10～12月新規申請 2万2000円 ●1～3月新規申請 1万1000円	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
福祉キャブ(昇降装置付きタクシー)	車いすやストレッチャーのまま乗降できる、昇降装置付きタクシーを24時間運行しています(事前予約制)。	●65歳未満で、身体障害者手帳下肢・体幹・視覚障害1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害3級の人 ●愛の手帳1・2度の人	普通車タクシーと同額料金でご利用になれます。	
緊急移送サービス	夜間の緊急時等、福祉キャブの利用が困難な場合に、東京消防庁に登録している民間救急事業者の車両が利用できます。	福祉キャブ利用登録者	ハイヤー料金と同額料金でご利用になれます(1回の利用につき7000円を限度に利用料金の70%を助成)。	
都営交通の無料パスの発行	都営交通(都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)を利用するとき、無料パスを提示すると料金が無料になります(シルバーパス所持者を除く)。	●身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている人 ●戦傷病者手帳(特別項症～第6項症・第1款症～第5款症)の交付を受けている人 ●原爆被爆者(厚生労働大臣の認定を受けた人および健康管理手当受給者)	無料 ※介護者も割引引きになる場合があります。	東京都福祉保健局精神保健医療課生活支援担当 ☎5320-4464
		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	無料	
港区コミュニティバス(ちいばす)	申請により無料パスを発行します。また、区内に住所を有する人は乗車するときに手帳を提示すると料金が無料になります。	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
	申請により無料パスを発行します。	戦傷病者手帳・被爆者健康手帳の交付を受けている人および難病医療費助成を受けている人		
都内の民営バスの割引証の発行	乗車するときに身体障害者手帳または愛の手帳を提示すると割引になります。介護人(1人のみ)が同乗する場合、「民営バス乗車割引証」を提示すると介護人も割引引きになります。	身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けている人とその介護者	割引率 乗車券50% 定期券30%	
都内の民営バス運賃割引	精神障害者保健福祉手帳を提示すると都内を運行する民営バスの都内区間の運賃が半額になります。	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	割引率 乗車券50% ※定期券は割引引きになりません。	東京都福祉保健局精神保健医療課生活支援担当 ☎5320-4464
有料道路通行料金の割引	有料道路を利用するとき、通行料金が割引引きになります。	●身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合 ●身体障害者手帳(第1種)、愛の手帳(第1種)の所持者を乗せて介護者が運転する場合(営業用を除きます)	割引率50%	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照

日常生活の援助・各種給付等

事業	内容	対象	自己負担金等	申し込み・問い合わせ
理美容(出張)サービス	理容師・美容師が自宅まで出張し、理容(カット・シェービング)、美容(カット・ソフトメイク)を行います。	●重度心身障害者手当を受給している人 ●身体障害者手帳下肢または体幹機能障害1級の人 ●愛の手帳1度の人	1回500円 ※年6回まで利用できます。	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
寝具乾燥等消毒	寝具乾燥消毒車を自宅に配車し、寝具(布団)の乾燥消毒を年12回(うち1回は水洗い)行います。	身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、寝具の乾燥が困難な人 ※病院等に入院・入所中の人は除きます。	乾燥消毒1組150円 敷・掛布団の水洗い1枚各300円(年1回) 毛布の水洗い1枚50円(年1回)	
紙おむつの支給	月1回、紙おむつを配送します(病院に入院中で対象のおむつを使用できないときは、おむつ代の助成制度があります)。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※いずれも3歳以上65歳未満の人	月500円	
無料入浴券交付	公衆浴場で利用できる入浴券を年間最大52枚まで支給します。申請月により枚数が異なります。	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳または被爆者健康手帳の交付を受けている人	無料	
ごみの戸別訪問収集	収集職員が戸別に訪問してごみを玄関先から収集します。事前の連絡がなく、ごみが出ていない場合は、本人が利用している訪問介護事業者等と連携して、安否状況の把握を行います。	65歳以上の高齢者または、障害者のみの世帯のうち、ごみを集積所まで搬出することが困難で、身近な人の協力が得られない世帯	無料	みなとリサイクル 清掃事務所 ☎3450－8025 FAX3450－8063
粗大ごみの運び出し収集	収集職員が自宅を訪問し、粗大ごみを運び出して収集します。詳しくは、お問い合わせください。	65歳以上の高齢者または、障害者のみの世帯のうち、自力で自宅から粗大ごみを運び出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯	無料 ※別途、粗大ごみの処理手数料が必要です。	
知的障害者(児)徘徊探索支援	知的障害者等が徘徊し居所不明となった場合、24時間体制の探索サービスで、所在を早期に発見します。	中度以上(愛の手帳1～3度)の知的障害者(児)または自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の人	月500円 (現場急行料1回当たり3000円)	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
事業者方式緊急通報システム	ひとり暮らし等の障害者が、家庭内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、または一定時間お手洗いの利用がない場合に、専門の警備員が出動して安否の確認および救助活動を行います。非常通報装置、火災センサー、ライフリズムシステムを設置します。	●18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者で、障害の程度が重度(身体障害者手帳1・2級)の人 ●18歳以上のひとり暮らし等で、難病にり患している人	●生活保護受給者、住民税非課税の人は無料 ●上記以外の方は月400円	
配食サービス	栄養のバランスが取れた昼食または夕食を、週7回まで自宅にお届けし、同時に安否の確認をします(5事業者から選択できます)。	65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、食事の調理が困難なひとり暮らし、または障害者のみ、または障害者と高齢者のみの世帯の人	1食270～470円 (週7回まで)	
家具転倒防止器具等取付支援	震災時の安全確保のために、港区家具転倒防止対策等促進事業に基づき、助成を受けた器具等の取り付けを行います。	●身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人を含む世帯 ●難病医療費助成を受けている人を含む世帯	無料	【申し込み】 各総合支所協働推進課協働推進係 ☎7面参照 【問い合わせ】 防災課地域防災支援係 ☎3578－2517
障害者防災用品あっせん事業	自ら防災用品を用意することが困難な重度障害者等に対して、防災用品を安価にあっせんします。	次の(1)～(3)のいずれかに該当するひとり暮らしの人または該当する人のみの世帯の人 (1)身体障害者手帳1～3級の人 (2)愛の手帳1・2度の人 (3)精神障害者保健福祉手帳1級の人	1世帯につき1回限りあっせんします。 ※非課税世帯は1割負担。生活保護世帯は無料です。	障害者福祉課 障害者事業運営係 ☎3578－2668
救急医療情報キット	障害者等の救急時(119番出動)に迅速な救命措置等に役立てるため、「救急医療情報キット」を配布し、安全・安心を支援します。	●65歳以上の人 ●障害者手帳の交付を受けている人 ●健康上の不安を抱えている人	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
福祉車両(車いす同乗用)購入費助成事業	福祉車両(車いす同乗用)の購入費用の一部を助成します。	身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人または身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人(児童)の同居の親族 ※施設入所の人は対象になりません。	30万円まで助成します。 ※中古福祉車両購入の場合は、30万円を上限として購入に要した総費用の5分の1を助成 ※所得制限があります。	
自動車改造費助成事業	操向装置および駆動装置等の改造費用の一部を助成します。	下肢または体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた人で、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある人	13万3900円まで助成します。 ※所得制限があります。 原則として、対象者1人につき自動車1台限りです。	
自動車運転免許取得費助成事業	教習所入所料、技能、学科教習料、受験料、教材費および排気量等の限定解除に要する費用を助成します。	運転免許適性試験に合格した人で、身体障害者手帳1～3級の人、歩行困難で内部障害4級以上、下肢または体幹5級以上の人、愛の手帳の交付を受けた人	16万4800円まで助成します。 ※所得制限があります。	
災害時避難行動要支援者登録事業	災害時に、自分で避難することや身を守ることが難しい人を対象に、地域の助け合いによる避難等に活用する登録名簿を作成し、管轄の消防署、警察署、民生委員・児童委員、災害時の支援に協力できる町会・自治会に提供します。	区内にお住まいで、次の(1)～(7)のいずれかに該当する人(ただし、入院または入所している人は除く) (1)介護保険の要介護認定において要介護3～5のいずれかに認定されている人(要介護3の場合は、ひとり暮らしまたは他の世帯員全てが65歳以上である人に限る) (2)身体障害者手帳1・2級を所持するひとり暮らしまたは他の世帯員全てが65歳以上である人 (3)愛の手帳1・2度を所持するひとり暮らし(親族等から日常生活の援助を受けている場合を含む)または他の世帯員全てが65歳以上である人 (4)精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するひとり暮らしまたは他の世帯員全てが65歳以上である人 (5)(2)～(4)の障害者手帳を所持する人のみで構成する世帯の人 (6)人工呼吸器を使用している人 (7)(1)～(6)に準ずる人で区長が認める人	無料	防災課 地域防災支援係 ☎3578－2511 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎3578－2458
区民保養施設の利用料金の減額	大平台みなと荘・通年借上区民保養施設の利用料金が、毎年度(4月～翌年3月)、各施設2泊まで減額となります。介護者も減額できる場合があります。	●身体障害者手帳の交付を受けている人 ●愛の手帳の交付を受けている人 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ●被爆者健康手帳の交付を受けている人 ●戦傷病者手帳の交付を受けている人 ●特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている人 ●都医療券の交付を受けている人 ●障害者総合支援法の対象となる難病により障害支援区分認定通知書の交付を受けている人	大平台みなと荘は、利用料金(9500～1万500円)を3000円に減額します。 通年借上区民保養施設は、利用料金から2100円を減額します。	地域振興課 地域振興係 ☎3578－2532 FAX3438－8252

医療費助成

※施設入所でも対象となる場合があります。



制度	対象	助成方法	受け付け・問い合わせ
障心身障害者医療費助成 (都の制度)	●身体障害者手帳1・2級(内部障害は1～3級)の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人(平成31年1月1日から対象) ※健康保険未加入の人、生活保護を受けている人、所得が基準額を超えている人、65歳以上になってはじめて手帳が交付された人等は対象になりません。	病院等で健康保険による診療を受けた時に、医療費の自己負担分を助成します。 ※住民税課税者は1割負担です。 ※入院時の標準負担額(食事代等)や健康保険対象外の場合は助成対象になりません。	国保年金課給付係 ☎3578-2640～2 各総合支所区民課窓口サービス係 ☎以下の 「主な相談窓口」参照
難病等医療費助成	国および都の難病等で医療費助成対象の疾病にかかっている人 ※健康保険未加入者や原爆被爆者医療助成制度等、他の法律による医療の給付を受けている人は対象にならない場合があります。	認定された疾病の診療費・調剤費のうち、各種健康保険の自己負担分から、患者一部負担額を除いた額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	各総合支所区民課保健福祉係 ☎以下の 「主な相談窓口」参照
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	B型・C型肝炎のインターフェロン、B型肝炎核酸アナログ製剤、インターフェロンフリー治療を要すると診断された人 ※健康保険未加入者および生活保護を受けている人は対象になりません。また、高齢者医療を受けている人や、他の医療助成を受けている人は、この医療助成制度を申請する必要がない場合があります。	保険診療の患者負担額から、患者の一部負担を除いた額を助成します(健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません)。	
小児慢性疾患医療費助成	次の要件を全て満たす人 (1)申請者が都内在住者満18歳未満の人(ただし、18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ引き続き有効な医療受給者証を有する人に限り満20歳まで延長可能) (2)小児慢性特定疾病医療支援事業の対象疾患にかかっており、かつ別に定める認定基準に該当する人	認定された疾病の各種健康保険の自己負担額の一部が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 各総合支所区民課保健福祉係 ☎以下の 「主な相談窓口」参照
ひとり親家庭等の医療費助成制度 (父または母に障害があるとき)	障害の程度が、次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1・2度程度の人 ●重度の精神障害の人 ※児童に障害がある場合は20歳未満 ※健康保険未加入の人、生活保護を受けている人、児童が施設に入所している人、所得制限額を超えている人は対象になりません。	病院等で健康保険による診療を受けた時に、医療費の自己負担分を助成します。 ※住民税課税者は1割負担です。 ※入院時の標準負担額(食事代等)や健康保険対象外の場合は助成対象になりません。	各総合支所区民課保健福祉係 ☎以下の 「主な相談窓口」参照

手話通訳

※自己負担金等は一部を除き無料



事業	内容	対象	申し込み・問い合わせ
手話通訳者の派遣	聴覚障害者または言語機能障害者で、日常生活に手話通訳を必要とする人に、港区社会福祉協議会に登録している手話通訳者を派遣し、日常生活の利便や社会参加を促進します(費用無料。ただし、通訳活動中の交通費・入場料等は全て利用者の負担となります)。	聴覚障害または言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている区民	港区社会福祉協議会生活支援係 ☎6230-0282 FAX6230-0285
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障害者または言語機能障害者で、手話通訳や要約筆記を必要とし、警察や裁判等、高度な技術が必要な人に、「東京手話通訳等派遣センター」に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣し、自立と社会参加を促進します。		東京手話通訳等派遣センター ☎3352-3335 FAX3354-6868
代理電話サービス	聴覚または言語機能に障害のある人で、区役所・病院等へ緊急あるいは簡単な連絡が必要な人が手話、文字チャットまたは筆談を使いリアルタイムで代理の電話をかけるサービスです。お手持ちのスマートフォンのアプリを使用して、代理電話サービスが利用できます。利用にはIDが必要です。IDは、障害者福祉課窓口にて申請し、取得手続きをしてください。 対応アプリ (1)FaceTime(2)Skype(3)LINE	聴覚または言語機能に障害のある区民	
タブレット端末を活用した遠隔手話通訳サービス	聴覚障害等で、行政手続きを行う上で手話通訳を必要とする人は、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳サービス等をご利用できます。 ところ 本庁舎・各総合支所・障害保健福祉センター・みなと図書館 サービス機能 (1)遠隔手話通訳機能(2)音声文字化機能(3)手書き機能		障害者福祉課障害者支援係 ☎3578-2462 FAX3578-2678
手話通訳者設置事業	案内と申請等に関する通訳を行います。必要な人は、直接手話通訳者にお問い合わせください。 とき 祝日を除く毎週月曜午前9時～午後5時 ところ 区役所1階総合案内	区役所に来庁し、聴覚または言語機能に障害のある人で、手話通訳が必要な人	



主な相談窓口



主な福祉サービスの相談窓口をご紹介します。

各総合支所

芝地区総合支所

〒105-8511 芝公園1-5-25

協働推進課協働推進係 ☎3578-3123 FAX3578-3180
区民課窓口サービス係 ☎3578-3170 FAX3578-3182
区民課保健福祉係 ☎3578-3162 FAX3578-3182

麻布地区総合支所

〒106-8515 六本木5-16-45

協働推進課協働推進係 ☎5114-8802 FAX3583-3782
区民課窓口サービス係 ☎5114-8821 FAX3583-0892
区民課保健福祉係 ☎5114-8822 FAX3583-0892

赤坂地区総合支所

〒107-8516 赤坂4-18-13

協働推進課協働推進係 ☎5413-7272 FAX5413-2019
区民課窓口サービス係 ☎5413-7012 FAX3402-8192
区民課保健福祉係 ☎5413-7276 FAX3402-8192

高輪地区総合支所

〒108-8581 高輪1-16-25

協働推進課協働推進係 ☎5421-7621 FAX5421-7626
区民課窓口サービス係 ☎5421-7612 FAX5421-7613
区民課保健福祉係 ☎5421-7085 FAX5421-7613

芝浦港南地区総合支所

〒105-8516 芝浦1-16-1

協働推進課協働推進係 ☎6400-0031 FAX5445-4590
区民課窓口サービス係 ☎6400-0021 FAX5445-4590
区民課保健福祉係 ☎6400-0022 FAX5445-4590

健康推進課地域保健係(みなと保健所4階)

〒108-8315 三田1-4-10 ☎6400-0084 FAX3455-4460

乳幼児の発達の遅れ、しつけ上の問題、情緒不安等の療育上の問題に医師・保健師・栄養士等が相談に応じています。精神障害者やこころの病気がある人の相談や支援も行っています。

障害者福祉課(区役所2階)

〒105-8511 芝公園1-5-25
FAX3578-2678

障害者福祉係 ☎3578-2386
障害者支援係 ☎3578-2462
障害者事業運営係 ☎3578-2387
精神障害者担当 ☎3578-2457
発達障害者担当 ☎3578-2694

地域の相談拠点

障害保健福祉センター(ヒューマンぷらざ)

〒105-0014 芝1-8-23 ☎5439-8053 FAX5439-2514

新橋はつらつ太陽

〒105-0004 新橋6-19-2 ☎3433-0181 FAX3433-0197

精神障害者地域活動支援センター(あいはーと・みなと)

〒108-0074 高輪1-4-8 ☎5798-4660 FAX3449-0531

◆障害者差別解消法をご存じですか◆

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」では、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。

この法律は、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする

「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。

区は、障害者差別解消法の理解促進のため、主に子どもを対象とした啓発マンガ、一般の人や事業者を対象とした事例集を作成しました。障害者福祉課(区役所2階)で配布している他、港区ホームページからもご覧いただけます。



「港区障害者差別解消事例集」表紙



障害者に関するマーク



障害者に関するマークは、国際的に定められたマークや法律に基づくものの他、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。その中で、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法・配布方法等は、各団体にお問い合わせください。

マーク

障害者のための国際シンボルマーク

障害のある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する人だけでなく、障害のある全ての人のためのマークです。

問い合わせ

(公財)日本障害者リハビリテーション協会
☎5273-0601
FAX 5273-1523

マーク

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口等に貼るマークです。不特定多数の人が利用する施設(デパートや飲食店等)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。

問い合わせ

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課
☎5320-4147
FAX 5388-1413

身体障害者標識(身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署
☎・FAX 欄外参照

マーク

オストメイトマーク

オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する人)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合等に使用されています。

問い合わせ

(公財)交通エコロジー・モビリティ財団
☎3221-6673
FAX 3221-6674

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)

聴覚障害であることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署
☎・FAX 欄外参照

マーク

ハート・プラスマーク

身体内部に障害のある人を表しています。心臓疾患等の内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいので、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

問い合わせ

(特)ハート・プラスの会
☎080-4824-9928
<http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/>

盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で昭和59(1984)年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等に付けられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。

(社)日本盲人福祉委員会
☎5291-7885
FAX 5291-7886

マーク

障害者雇用支援マーク

(公財)ソーシャルサービス協会が在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです(同協会から発行されるマークには通し番号が付番されます)。

(公財)ソーシャルサービス協会ITセンター
☎052-218-2154
FAX 052-218-2155

白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50センチメートル程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課
☎058-214-2138
FAX 058-265-7613

耳マーク

聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行等が、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。

(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
☎3225-5600
FAX 3354-0046

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作られたマークです。都営交通の駅(一部の駅を除く)で配布しています。

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課
☎5320-4147
FAX 5388-1413